

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

平成 28 年 6 月 28 日

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第 10 条第 3 項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号)において、適切な運用に努めるよう国土交通省から通知があったところであります。つきましては、検討等を重ねてきたところ地域の経済や雇用を支える中小建設企業の受注機会の拡大を図るため、都留市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項「現場代理人の常駐義務の緩和」の運用について、次のとおり必要な事項を定めるものである。

第 1 常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で、発注者と受注者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への常駐は要しないものとする。

ただし、携帯電話等により常時監督員と連絡が取れる体制が整っている場合とする。

1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで間 等

2 工事を全面的に一時中止している期間

(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等

3 工場制作のみが行われている期間

(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間

4 災害復旧工事等発注者が特に認める期間

5 1 から 4 に掲げる期間の他、工事現場において作業等が行われていない期間

第 2 現場代理人の兼任

発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認める。

1 兼任することができる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

(1)都留市発注工事の間で認める。ただし、国又は山梨県並びに他市町村の工事等(以下「県工事等」という。)において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。

(2)兼任可能な工事の数は、2 件までとする。

(3)当初契約の請負代金額が 3,500 万円 (建築一式工事は 7,000 万円) 未満のものとする

る。

(4)兼任する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

(5)次に掲げる条件のいずれにも該当しない工事であること。

ア 交通量 10,000 台／日以上 of 片側通行規制工事

イ ※労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事

ウ 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

エ 仕様書等において、専任配置が義務付けられている工事

2 兼任を認める際のその他の条件

発注者は、前項に規定する工事において、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

(1)現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

(2)連絡体制として、兼任する都留市発注工事の現場には、受注者と雇用関係にある連絡員を配置すること。

(3)現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。

(4)現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。

(5)既に現場代理人となっている工事の発注者に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。

(6)兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

(7)兼任が認められた場合においても、次のいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。

ア 労働安全衛生規則別表第 7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間

イ 監督員が特に必要と認める期間

3 現場代理人の兼任に関する手続等

(1)兼任届の提出

ア 市発注工事間の場合、受注者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届(都留市発注工事間)(様式 1)及び連絡員配置届(様式 2)を兼任

する全ての工事担当課長へ提出すること。

- イ 県工事等との兼任の場合、受注者は、契約後に提出する現場代理人及び主任技術者等届と合わせ(既に契約中の都留市発注工事等と県工事等を兼任する場合は、県工事等との契約締結までに)、現場代理人兼任届(県工事等との兼任)(様式 1 の 2)及び連絡員配置届(様式 2)を発注者へ提出すること。
- ウ 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用すること。

(2)発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

なお、市発注工事間の兼任については、新たに兼任する工事の工事担当課長が、既に現場代理人となっている工事の工事担当課長と協議して兼任の可否について判断する。

(3)発注者による受注者への回答

ア 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

イ 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

4 適用時期

平成 28 年 6 月 28 日以降契約する工事等から適用する。

[参考]

※労働安全衛生規則

第 90 条 法第 88 条第 4 項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- (1)高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物(橋梁(りょう))を除く。)の建設、改造、解体又は破壊(以下「建設等」という。)の仕事
- (2)最大支間 50 メートル以上の橋梁(りょう)の建設等の仕事
- (2 の 2)最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁(りょう)の上部構造の建設等の仕事(第 18 条の 2 の場所において行われるものに限る。)
- (3)ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。)
- (4)掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の

下方に労働者が立ち入らないものを除く。)を行う仕事

(5)圧気工法による作業を行う仕事

(5の2)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(第293条において「耐火建築物」という。)又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(第293条において「準耐火建築物」という。)で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

(5の3)ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

(6)掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

(7)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

※労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄

機械等の種類	事項	図面等
1 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	1 種類 2 圧力能力 3 ストローク長さ 4 停止性能 5 切替えスイッチの種類 6 機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するものにあつては、 イ クラッチの型式 ロ ブレーキの型式 ハ 毎分ストローク数 ニ ダイハイト ホ スライド調節量 ヘ オーバーラン監視装置の設定位置 ト クラッチの掛合いの箇所の数 7 液圧プレスにあつては、	1 動力プレスの構造図又はカタログ 2 型式検定に合格した動力プレスにあつては、型式検定合格標章の写し 3 安全装置を取付ける動力プレスにあつては、当該安全装置に係る型式検定合格標章の写し及び当該安全装置の構造図又はカタログ 4 前2号に掲げる動力プレス以外の動力プレスにあつては、安全措置の概要を示す図面又はカタログ

	<p>イ スライドの最大下降速度</p> <p>ロ 慣性下降値</p> <p>8 使用の概要</p> <p>イ 用途</p> <p>ロ 行程</p> <p>ハ 加工</p> <p>9 安全措置の概要</p> <p>10 スライドによる危険を防止するための機構を有するものにあつては、その性能</p>	
2 金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）	<p>1 種類、型式、製造者及び製造年月</p> <p>2 取り扱う金属その他の鉱物の種類及び性状</p> <p>3 加熱の方法</p> <p>4 標準仕込量、温度、圧力その他の使用条件</p> <p>5 構造、材質及び主要寸法</p> <p>6 冷却装置、酸素吹込装置、ピットその他の主要な附属設備の構造、材質及び主要寸法</p>	<p>1 当該溶解炉及び主要な附属設備の構造図</p> <p>2 設置場所の四隣の概要を示す図面</p>
3 化学設備（配管を除く。）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	<p>1 種類、型式及び機能</p> <p>2 製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及び性状</p> <p>3 標準仕込量、温度、圧力その他の使用条件</p> <p>4 構造、材質及び主要寸法</p> <p>5 主要な附属設備及び配管の構造、材質及び主要寸法</p>	当該化学設備、主要な附属設備及び配管の配置図及び構造図
4 乾燥設備（令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に	<p>1 種類、型式、能力、製造者及び製造年月</p>	<p>1 構造図</p> <p>2 設置場所の四隣の概要を示す図面</p>

<p>限る。)</p>	<p>2 乾燥物の種類及び性状</p> <p>3 加熱の方法</p> <p>4 温度、圧力その他の使用条件</p> <p>5 構造、材質及び主要寸法</p> <p>6 換気装置、温度測定装置、温度調整装置その他の主要な附属設備の機能、構造、材質及び主要寸法</p>	
<p>5 アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）</p>	<p>1 発生器室の床面積、壁、屋根、天井、出入口の戸及び排気筒の構造、材質及び主要寸法並びに収容する装置の数</p> <p>2 発生器の種類、型式、製造者及び製造年月</p> <p>3 安全器の種類、型式、製造者、製造年月及び個数並びに構造、材質及び主要寸法</p> <p>4 清浄器その他の附属器具の名称、構造、材質及び主要寸法</p> <p>5 カーバイドのかすだめの構造及び容積</p>	<p>1 配置図</p> <p>2 発生器及び安全器の構造図</p> <p>3 発生器室の構造図</p> <p>4 設置場所の四隣の概要を示す図面</p>
<p>6 ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）</p>	<p>1 ガス装置室の構造及び主要寸法並びに貯蔵するガスの名称及び最大ガス貯蔵量</p> <p>2 ガス集合装置の構造及び主要寸法</p> <p>3 安全器の種類、型式、製造者、製造年月及び個数並びに構造、材質及び主要寸法</p> <p>4 配管、バルブその他の附属器具の名称、構造、材質及び主要寸法</p>	<p>1 配置図</p> <p>2 安全器の構造図</p> <p>3 ガス装置室の構造図</p> <p>4 設置場所の四隣の概要を示す図面</p>
<p>7 機械集材装置（原動機の</p>	<p>1 索張り方式</p>	<p>配置図</p>

<p>定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)</p>	<p>2 最大使用荷重 3 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 4 主索及び作業索の構造及び直径 5 主索及び作業索の安全係数 (強度計算書を添付すること。) 6 集材機の型式、定格出力及び最大けん引力 7 設置期間</p>	
<p>8 運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)</p>	<p>1 種類 2 最大使用荷重及び搬器と搬器との間隔 3 支間の斜距離の合計 4 最長の支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 5 主索及びえい索の構造及び直径 6 主索及びえい索の安全係数 (強度計算書を添付すること。) 7 動力式のものにあつては、運材機の型式及び定格出力 8 設置期間</p>	<p>配置図</p>
<p>9 軌道装置</p>	<p>1 使用目的 2 起点及び終点の位置並びにその高低差(平均勾配) 3 軌道の長さ 4 最小曲線半径及び最急勾配 5 軌間、単線又は複線の区別及び軌条の重量 6 橋梁(りょう)又は栈橋の長さ、</p>	<p>中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る平面図、断面図、構造図等の図面</p>

	<p>幅及び構造</p> <p>7 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主要寸法</p> <p>8 巻上げ機の形式、能力及び主要寸法</p> <p>9 ブレーキの種類及び作用</p> <p>10 信号、警報及び照明設備の状況</p> <p>11 最大運転速度</p> <p>12 逸走防止装置の設置箇所及び構造</p> <p>13 地下に設置するものにおいて、軌道装置と周囲との関係</p>	
10 型枠支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	<p>1 打設しようとするコンクリート構造物の概要</p> <p>2 構造、材質及び主要寸法</p> <p>3 設置期間</p>	組立図及び配置図
11 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	<p>1 設置箇所</p> <p>2 構造、材質及び主要寸法</p> <p>3 設置期間</p>	平面図、側面図及び断面図
12 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあっては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	<p>1 設置箇所</p> <p>2 種類及び用途</p> <p>3 構造、材質及び主要寸法</p>	組立図及び配置図
13 有機則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	<p>1 有機溶剤業務（有機則第1条第1項第6号に掲げる有機溶剤業務をいう。以下この項において同じ。）の概要</p> <p>2 有機溶剤（令別表第6の2に掲げる有機溶剤をいう。以下この項において同じ。）の蒸気の発散源となる機械又は設備の概要</p>	<p>1 設備等の図面</p> <p>2 有機溶剤業務を行う作業場所の図面</p> <p>3 局所排気装置にあっては局所排気装置摘要書（様式第25号）</p> <p>4 プッシュプル型換気装置にあってはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>

	<p>3 有機溶剤の蒸気の発散の抑制の方法</p> <p>4 有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式及び当該設備の主要部分の構造の概要</p> <p>5 全体換気装置にあつては、型式、当該装置の主要部分の構造の概要及びその機能</p>	
<p>14 鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</p>	<p>1 鉛業務（鉛則第1条第5号に掲げる鉛業務をいう。以下この項において同じ。）の概要</p> <p>2 鉛等（鉛則第1条第1号に掲げる鉛等をいう。以下この項において同じ。）又は焼結鉍等（同条第2号に掲げる焼結鉍等をいう。以下この項において同じ。）の粉じんの発散源となる機械又は設備の概要</p> <p>3 鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散の抑制の方法</p> <p>4 鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方法及び当該設備の主要構造部分の構造の概要</p>	<p>1 設備等の図面</p> <p>2 鉛業務を行う作業場所の図面</p> <p>3 局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第25号）</p> <p>4 プッシュプル型換気装置にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>
<p>15 令別表第5第2号に掲げる業務（以下この項において「業務」という。）に用いる機械又は装置</p>	<p>1 業務の概要</p> <p>2 四アルキル鉛（令別表第5第1号の四アルキル鉛をいう。以下この項において同じ。）の蒸気発散源となる機械又は設備の概要</p> <p>3 四アルキル鉛を混入するガソリンの取扱量</p>	<p>1 業務に用いる機械又は装置の図面</p> <p>2 業務を行う作業場所の図面</p>

	<p>4 業務に用いる機械又は装置の型式並びにその主要部分の構造の概要及び機能</p> <p>5 保護具、消毒薬等の備付け状況</p> <p>6 洗身設備の概要</p>	
<p>16 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質（以下この項において「第一類物質」という。）又は特化則第4条第1項の特定第二类物質等（以下この項において「特定第二类物質等」という。）を製造する設備</p>	<p>1 第一類物質又は特定第二类物質等を製造する業務の概要</p> <p>2 主要構造部分の構造の概要</p> <p>3 密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱わせるときは健康障害防止の措置の概要</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>2 第一類物質又は特定第二类物質等を製造する設備を設置する建築物の構造</p> <p>3 第一類物質又は特定第二类物質等を製造する設備の配置の状況を示す図面</p> <p>4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第25号）</p> <p>5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>
<p>17 令第9条の3第2号の特定化学設備（以下この項において「特定化学設備」という。）及びその附属設備</p>	<p>1 特定第二类物質（特化則第2条第1項第3号に掲げる特定第二类物質をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は第三類物質（令別表第3第3号に掲げる物をいう。）を製造し、又は取り扱う業務の概要</p> <p>2 主要構造部分の構造の概要</p> <p>3 附属設備の構造の概要</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>2 特定化学設備を設置する建築物の構造</p> <p>3 特定化学設備及びその附属設備の配置状況を示す図面</p> <p>4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第25号）</p> <p>5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>

		号)
18 特定第二类物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第二类物質(以下この項において「管理第二类物質」という。)のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定第二类物質又は管理第二类物質を製造し、又は取り扱う業務の概要 2 特定第二类物質又は管理第二类物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 3 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 作業場所の全体を示す図面 3 特定第二类物質又は管理第二类物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書(様式第25号) 5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書(様式第26号)
19 特化則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 アクロレインを製造し、又は取り扱う業務の概要 2 排気の処理方式及び処理能力 3 主要構造部分の構造の概要 	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 排ガス処理装置の構造の図面 3 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書(様式第25号) 4 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書(様式26号)
20 特化則第11条第1項の排液処理装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 排液処理の業務の概要 2 排液の処理方式及び処理能力 3 主要構造部分の構造の概要 	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 排液処理装置の構造の図面 3 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書(様式第25号) 4 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書(様式26号)

<p>20の2 特化則第38条の17 第1項の1,3-ブタジエン等（以下この項において「1,3-ブタジエン等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>	<p>1 1,3-ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業の概要 2 1,3-ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 3 全体換気装置にあっては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 作業場所の全体を示す図面 3 1,3-ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第25号） 5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>
<p>20の3 特化則第38条の18 第1項の硫酸ジエチル等（以下この項において「硫酸ジエチル等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>	<p>1 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業の概要 2 硫酸ジエチル等の蒸気の出散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能 3 全体換気装置にあっては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 作業場所の全体を示す図面 3 硫酸ジエチル等の蒸気の出散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第25号） 5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第26号）</p>
<p>20の4 特化則第38条の19 の1,3-プロパンスルトン等（以下この項において「1,3-プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備</p>	<p>1 1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う業務の概要 2 主要構造部分の構造の概要 3 附属設備の構造の概要 4 密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱わせるときは健康障害防止の措置の概要</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する建築物の構造 3 1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備の配置状況を示す図面 4 1,3-プロパンスルトン等を製造</p>

		し、又は取り扱う設備及びその附属設備の図面
21 電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、電離則第 15 条第 1 項の放射線装置室、電離則第 22 条第 2 項の放射性物質取扱作業室又は電離則第 2 条第 2 項の放射性物質に係る貯蔵施設	上覧に掲げる機械等を用いる業務、製品及び作業工程の概要	1 管理区域を示す図面 2 放射線装置にあつては放射線装置摘要書（様式第 27 号）、その他の機械等にあつては放射線装置室等摘要書（様式第 28 号）
22 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）第 5 条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	1 空気の処理方法 イ 空気の浄化方法 ロ 減湿・与湿方法 ハ 加湿方法 ニ 冷却方法 2 換気能力 3 送風機又は排風機の種類及び能力 4 主要構造部分の構造 5 空気の供給又は排気の系統 6 設置点検の要領	中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る構造図、配管の配置図等の図面
23 粉じん則別表第 2 第 6 号及び第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第 14 号の型ばらし装置	1 粉じん作業（粉じん則第 2 条第 1 項第 1 号の粉じん作業をいう。以下同じ。）の概要 2 機械又は設備の種類、名称、能力、台数及び粉じんの飛散を	1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 2 作業場における主要な機械又は設備の配置を示す図面 3 局所排気装置以外の粉じんの飛散

	<p>防止する方法</p> <p>3 粉じんの飛散を防止する方法として粉じんの発生源を密閉する設備による場合は、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p> <p>4 前号の方法及び局所排気装置により粉じんの飛散を防止する方法以外の方法による場合は、粉じんの飛散を防止するための設備の型式、主要構造部分の構造の概要及びその能力</p>	<p>を防止するための設備の構造を示す図面</p>
<p>24 粉じん則第 4 条又は第 27 条第 1 項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置</p>	<p>粉じん作業の概要</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>2 作業場における主要な機械又は設備の配置を示す図面</p> <p>3 局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第 25 号）</p> <p>4 プッシュプル型換気装置にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第 26 号）</p>
<p>25 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p>	<p>1 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務の概要</p> <p>2 石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p> <p>3 全体換気装置にあつては、型式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p>	<p>1 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</p> <p>2 作業場所の全体を示す図面</p> <p>3 石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面</p> <p>4 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第 25 号）</p> <p>5 プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第 26 号）</p>